

平成29年度

# 特設なやみごと相談所開設のお知らせ

いじめ、差別、プライバシーにかかわる問題、ご近所とのトラブルなどでお悩みの方は、お気軽にご相談ください。

相談員 人権擁護委員

- ◎予約の必要はありません。
- ◎ご都合の良い会場へお越してください。
- ◎相談料は無料です。秘密は堅く守られます。

## なやみごと（人権）相談日程表

月	日	曜日	時間帯	場所	問い合わせ先
4	7	金	10時～12時	熊山支所2階第1会議室	熊山支所 市民生活課
	12	水	10時～15時	赤坂健康管理センター	赤坂支所 市民生活課
	12	水	13時～16時	産業会館2階ふるさと交流室	協働推進課
5	10	水	13時～16時	産業会館2階ふるさと交流室	協働推進課
	11	木	13時～15時	吉井会館 農事実習室	吉井支所 市民生活課
6	2	金	10時～12時	熊山支所2階第1会議室	熊山支所 市民生活課
	7	水	10時～15時	赤坂健康管理センター	赤坂支所 市民生活課
	7	水	13時～16時	産業会館2階ふるさと交流室	協働推進課
7	5	水	13時～16時	産業会館2階ふるさと交流室	協働推進課
	13	木	13時～15時	仁美農村振興センター	吉井支所 市民生活課
8	2	水	13時～16時	産業会館2階ふるさと交流室	協働推進課
	4	金	10時～12時	熊山支所2階第1会議室	熊山支所 市民生活課
	9	水	10時～15時	赤坂健康管理センター	赤坂支所 市民生活課

月	日	曜日	時間帯	場所	問い合わせ先
9	13	水	13時～16時	産業会館 2階ふるさと交流室	協働推進課
	14	木	13時～15時	吉井会館 農事実習室	吉井支所 市民生活課
10	11	水	10時～15時	赤坂健康管理センター	赤坂支所 市民生活課
	13	金	10時～12時	熊山支所 2階第1会議室	熊山支所 市民生活課
	18	水	13時～16時	産業会館 2階ふるさと交流室	協働推進課
11	8	水	13時～16時	産業会館 2階ふるさと交流室	協働推進課
	9	木	13時～15時	仁美農村振興センター	吉井支所 市民生活課
12	1	金	10時～12時	熊山支所 2階第1会議室	熊山支所 市民生活課
	6	水	13時～16時	産業会館 2階ふるさと交流室	協働推進課
	13	水	10時～15時	赤坂健康管理センター	赤坂支所 市民生活課
1	10	水	13時～16時	産業会館 2階ふるさと交流室	協働推進課
	11	木	13時～15時	仁美農村振興センター	吉井支所 市民生活課
2	2	金	10時～12時	熊山支所 2階第1会議室	熊山支所 市民生活課
	7	水	10時～15時	赤坂健康管理センター	赤坂支所 市民生活課
	7	水	13時～16時	産業会館 2階ふるさと交流室	協働推進課
3	7	水	13時～16時	産業会館 2階ふるさと交流室	協働推進課
	8	木	13時～15時	吉井会館 農事実習室	吉井支所 市民生活課

※ 開設場所により相談時間及び問い合わせ先が異なりますのでご注意ください。

- ・協働推進課 人権・協働推進班                      電話：086-955-1114
- ・赤坂支所 市民生活課                                      電話：086-957-2226
- ・熊山支所 市民生活課                                      電話：086-995-1214
- ・吉井支所 市民生活課                                      電話：086-954-1183

☆ みんなの人権110番      (平日 8:30～17:15)      《常設相談》

0570-003-110                      で、最寄りの地方法務局につながります。

人権擁護委員または、法務局職員が相談に応じます。

☆ インターネット人権相談窓口      パソコン・携帯電話からご利用ください。

インターネット人権相談

検索 